

(7) 医療計画を定め、又は変更しようとするときに、あらかじめ意見を聴く対象として、保険者等が都道府県ごとに組織する保険者協議会を追加することとした。(第三〇条の四第一項関係)

(四) 居宅等における医療の充実及び医療と介護の連携の推進のための医療計画の見直し

(1) 厚生労働大臣は、医療提供体制の確保を図るための基本的な方針を定めるときは、総合確保方針に即して定めるものとし、都道府県が医療計画を作成するに当たっては、都道府県計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならないこととした。(第三〇条の三第一項及び第三〇条の四第一項関係)

(2) 医療計画で定める事項として、居宅等における医療の確保の目標に関する事項及び居宅等における医療の確保に係る医療連携体制に関する事項を追加することとした。(第三〇条の四第二項関係)

(3) 都道府県が医療計画を変更する頻度について、六年(居宅等における医療の確保の達成状況等については、三年)ごととする(第三〇条の六関係)

(五) 病院及び病床を有する診療所の開設者並びに管理者並びに国民の役割

地域における病床の機能の分化及び連携の推進に係る病院、病床を有する診療所及び国民の役割を位置づけることとした。(第六条の二第三項及び第三〇条の七第二項関係)

2

(一) 医療従事者の確保等に関する事項

都道府県知事は、特定機能病院、地域医療支援病院及び公的医療機関等の開設者又は管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができることとした。(第三〇条の一八関係。平成二十七年四月一日以降は第三〇条の二四)

(二) 都道府県は、医師の確保に関する調査及び分析、相談、情報の提供等の援助その他の医師の確保を図るための必要な支援に関する事務を実施するよう努めることとした。(第三〇条の一九第一項関係。平成二十七年四月一日以降は第三〇条の二五第一項)

3 医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項

(一) 病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、厚生労働大臣は、そのための指針となるべき事項を定めることとした。(第三〇条の二三及び第三〇条の二四関係。平成二十七年四月一日以降は第三〇条の二五第一項)

(二) 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めることとした。(第三〇条の二五第一項関係。平成二十七年四月一日以降は第三〇条の二六第一項)

4 医療法人の合併に関する事項

社団法人の医療法人と財団法人の医療法人との合併を可能とする(第五七条関係)

4

5 臨床研究の中核病院に関する事項

臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する一定の要件に該当する病院は、厚生労働大臣の承認を得て、臨床研究中核病院と称することができることとした。(第四条の三第一項関係)

6

(一) 医療の安全の確保のための措置に関する事項

病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものをいう。)が発生した場合には、医療事故調査・支援センターに報告した上で、必要な調査等を行い、その結果を医療事故調査・支援センターに報告するとともに、遺族に対して説明しなければならぬこととした。(第六条の一〇及び第六条の一八関係)

(二) 医療事故調査・支援センターは、医療事故が発生した病院等の管理者又は当該医療事故に係る遺族から依頼があったときは、必要な調査等を行い、その結果を当該管理者及び当該遺族に対して報告しなければならないこととした。(第六条の一七関係)

三 介護保険法の一部改正関係

1 居宅サービス等の見直しに関する事項

(一) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけることとした。(第八条関係)

(二) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施することとした。(第七九条等関係)

2

(一) 施設サービス等の見直しに関する事項

介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とする(第八八条関係)

(二) サービス付き高齢者向け住宅を住所地利例の対象とする(第九二条関係)

指定した地域密着型サービス等の利用を可能とする(第九二条の二関係)

支援事業の対象とする(第九二条の三関係)

3

(一) 費用負担の見直しに関する事項

介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の一〇〇分の二〇とする(第九九条の二関係)

(二) 特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌することとした。また、偽りその他の不正行為によつて特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の二倍に相当する額以下(第五一条の三関係)

(三) 市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の二分の一、都道府県が四分の一を負担することとした。(第一二四条の二関係)

4

(一) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)に移行し、平成二十九年年度までに全ての市町村で実施することとした。(第一一五条の四五等関係)

(二) 総合事業について、次に掲げる事項を規定することとした。(第一一五条の四五の二関係)

(1) 厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとした。

(2) 市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めることとした。

(三) 総合事業について、国がその費用の一〇〇分の二五を、都道府県及び市町村がそれぞれ一〇〇分の一二・五を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てることとした。地域支援事業の包括的支援事業に次掲げる事業を追加し、平成三〇年度までに全ての市町村で実施することとした。(第一一五条の四五等関係)

(1) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業

(2) 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業

(四) 地域支援事業の事業費の上限について、七五歳以上の被保険者の数も勘案して設定することとした。(第一一五条の四五関係)